

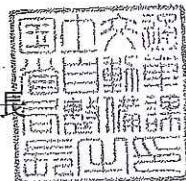


別紙

国自整第321号
平成27年12月25日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について

標記については、平成26年3月7日付け国自整第365号「事業用自動車の保守管理の徹底について」及び平成26年11月21日付け国自整第225号「事業用自動車の緊急点検の実施について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する事故再発の防止を図っているところです。

また、三菱ふそうトラック・バス株式会社では、車枠・車体の腐食に関し、バス車両床下の防錆点検と補修要領等をとりまとめホームページ上で公表するとともに、同社製の大型バス（MS型、MM型）の使用者に対してダイレクトメールや電話等により点検整備の必要性について説明してきたところであり、今後、中型バス（MK型、MJ型）についても同様の措置を講じる予定となっています。

しかしながら、平成27年11月12日に宮城県内の東北縦貫自動車道において、東北運輸局管内の貸切バス（三菱・KL-MS 86 MP（平成16年式））がハンドル操作不能となり、中央分離帯に衝突し、乗客7名が負傷する事故が発生しました。事故原因については、現在調査中ですが、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

当該事故を受け、東北運輸局では、別添1のとおり管内運輸支局を通じて、管内自動車運送事業者に対し、事業用自動車（バス）の緊急点検の実施及び保守管理の徹底を図るよう通知したところです。

これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにもかかわらず、当該事故車両の車枠・車体は別添2のとおりに著しい腐食が見られ、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

つきましては、同種事故の再発防止を図るため、下記により車枠・車体の腐食に関する緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう貴会傘下会員の自動車運送事業者に周知して頂けますようお願いします。

なお、本件については、別添3及び別添4のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。



記

1. 事業用自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマーによる打音検査等によるほか、各自動車メーカーが提供している情報を参考に腐食の有無等について点検を行うこと。
2. 点検の結果、腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、必要な防錆措置又は整備を行うなど適切に対処すること。

【参考】三菱ふそうトラック・バス株式会社ホームページURL

○三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenance.pdf

○バスのフレームを錆から守る整備術

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf